

兵庫県入札監視事務処理要領

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、「兵庫県入札監視委員会設置要綱」（以下「要綱」という。）第2条第2号から第4号までに掲げる事務及び「兵庫県入札監視委員会」（以下「委員会」という。）の運営に関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本要領の対象となる工事は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第2条第1号に定める部局及び同条第2号に定めるかい並びに企業庁及び病院局（以下「県の機関」という。）が発注する次の建設工事のうち、県の行為を秘密にする必要があるもの及び契約予定金額が250万円以下のものを除くものとする。ただし、第1号の工事については、第3章の規定は適用しない。

- (1) 一般競争入札による建設工事
- (2) 公募型一般競争入札による建設工事
- (3) 制限付き一般競争入札による建設工事
- (4) 指名競争入札による建設工事
- (5) 随意契約による建設工事

(委員会の運営)

第3条 委員会は次のとおり開催する。

- (1) 要綱第2条に掲げる事務のうち、同条第1号、同条第2号のエ、同条第5号及び同条第6号の事務を処理するため、必要に応じて開催する。
 - (2) 要綱第2条に掲げる事務のうち、同条第2号のアからウまで及び同条第3号の事務を処理するため、原則として4か月に1回開催するものとする。
 - (3) 要綱第2条に掲げる事務のうち、同条第4号の事務を処理するため、原則として1か月に1回開催するものとする。
 - (4) 前3号に規定する会議は、非公開とするが、議事の概要は公表するものとする。
- 2 委員は、非常勤とし、その氏名、職業を公表するものとする。

第2章 入札・契約手続の運用に関する事項

(報告事項)

第4条 要綱第2条第2号のア及び同条第3号のアの規定による報告は、次の様式に必要な事項を記載のうえ行うものとする。

- (1) 入札・契約状況総括表（様式第1号）
- (2) 入札・契約方式別発注工事一覧表（様式第2号）
- (3) 入札・契約方式別発注工事一覧表（落札率95%以上）（様式第3号）
- (4) 指名停止状況一覧表（様式第4号）

- 2 要綱第2条第4号のアの規定による報告は、公正取引委員会等へ報告した資料により行うものとする。

(報告方法)

第5条 契約担当者等（知事を除く契約担当者又は契約担当者が知事の場合における所管する部局の長。以下同じ。）は、毎年度の入札・契約の状況について、前条第1項第1号から第3号までの様式に必要事項を記載のうえ、次に定める期間（以下「対象期間」という。）において契約を締結した案件について、対象期間ごとに、対象期間の末日の属する月の翌月末日までに、土木部長あてに報告するものとする。

- (1) 4月1日から7月31日
 - (2) 8月1日から11月30日
 - (3) 12月1日から3月31日
- 2 土木部長は、前項による報告を取りまとめるとともに、前条第1項第4号の様式を作成のうえ、対象期間の末日の翌日から起算して4ヶ月以内に委員会に報告するものとする。
 - 3 契約担当者等は、談合情報があった案件について、前条第2項の資料を、公正取引委員会等へ報告した日から起算して5日以内（兵庫県の休日を含める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。以下、特に指定のある場合を除き同じ。）に、土木部長あてに報告するものとする。
 - 4 土木部長は、前項による報告を取りまとめ、契約担当者等から報告があった月の翌月10日までに委員会に報告するものとする。

(審議案件の抽出)

第6条 委員会は、要綱第2条第2号のイに掲げる事務のうち、抽出に係る事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

- 2 当番委員は、第4条第1項第2号に定める様式に記載する工事の中から、入札・契約方式別に無作為に抽出を行い、土木部長に通知するものとする。
- 3 土木部長は、抽出結果を契約担当者等に通知し、契約担当者から抽出案件に係る指名業者及び開札結果表、契約内容等状況表、指名選定理由表等の説明書類を提出させるものとする。
- 4 当番委員は、抽出結果を委員会開催時に各委員に対し報告しなければならない。

(委員会の審議又は審査及び結果通知)

第7条 土木部長は、第4条第1項の各号及び同条第2項に掲げる報告、前条第3項の規定により提出を受けた書類を委員会に提出し、その審議又は審査に付するものとする。

- 2 委員会は、前項の書類に基づき土木部長からの報告を受けるとともに審議又は審査を行い、その結果について土木部長に通知するものとする。
- 3 委員会は、報告の内容又は審議した指名及び落札者決定の理由及び経緯等又は審査した談合情報の案件に不適切な点又は改善すべき点があった場合には、前項の通知に際し知事に対する意見の具申又は勧告を行うとともに、その結果を公表するものとする。
- 4 土木部長は、第2項の通知を受けたときは、契約担当者等に通知するとともにその結果を公表するものとする。なお、前項の規定による知事に対する意見の具申又は勧告があったときは、土木部長はそれに対する対応策を、契約担当者等と協議のうえ検討し、その結果を委員会及び契約担当者等に通知するとともに、公表するものとする。

第3章 入札・契約手続に係る苦情処理に関する事項

(苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲)

第8条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は次のとおりとする。

(1) 公募型一般競争入札

ア 当該入札について申込みを行った者で、契約担当者等により入札参加を認められなかったことに対し不服がある者は、契約担当者等に対してその理由について説明を求めることができる。

イ 総合評価落札方式により落札者を決定する場合において落札者とならなかった者で、落札者の決定結果に対して不服がある者は、契約担当者等に対して、落札者とならなかった理由について説明を求めることができる。

ウ 事後審査型により落札者を決定する場合において、契約担当者等による入札参加資格確認の結果、当該入札参加資格を認められず落札者とならなかった者で、その決定結果に対して不服がある者は、契約担当者等に対して、落札者とならなかった理由について説明を求めることができる。

(2) 制限付き一般競争入札

ア 当該入札について申込みを行った者で、契約担当者等により入札参加を認められなかったことに対し不服がある者は、契約担当者等に対してその理由について説明を求めることができる。

イ 総合評価落札方式により落札者を決定する場合において落札者とならなかった者で、落札者の決定結果に対して不服がある者は、契約担当者等に対して、落札者とならなかった理由について説明を求めることができる。

ウ 事後審査型により落札者を決定する場合において、契約担当者等による入札参加資格確認の結果、当該入札参加資格を認められず落札者とならなかった者で、その決定結果に対して不服がある者は、契約担当者等に対して、落札者とならなかった理由について説明を求めることができる。

(3) 指名競争入札

当該入札と同一の工事種別の指名競争入札参加資格登録者で、当該入札に指名されなかったことに不服がある者は、契約担当者等に対して、指名されなかった理由について説明を求めることができる。

(4) 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別の指名競争入札参加資格登録者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに不服がある者は、契約担当者等に対して、選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(苦情の申立ての方法)

第9条 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、申立者の氏名、住所、申立ての対象となる工事名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載した書面（以下「苦情申立書」（様式第5号）という。）により当該建設工事の契約担当者等に対して行うことができるものとする。

(1) 前条第1号のア及びウ並びに同条第2号のア及びウに掲げる苦情にあつては、入札参加資格確認通知を受け取った日の翌日から起算して5日以内

(2) 前条第1号のイ並びに同条第2号のイに掲げる苦情にあつては、契約担当者等が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内

- (3) 前条第3号に掲げる苦情にあつては、契約担当者等が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日以内
- (4) 前条第4号に掲げる苦情にあつては、契約担当者等が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日以内

(苦情の申立てへの回答)

第10条 苦情の申立てがあつた場合は、契約担当者等は申立書を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面（以下「回答書」（様式第6号）という。）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情の申立ての却下)

第11条 契約担当者等は、申立て期間経過後の申立て、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、申立書を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面（以下「却下通知書」（様式第7号）という。）により、その申立てを却下することができる。

(苦情の申立てについての教示)

第12条 苦情の申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。

- (1) 第8条第1号のア及びウ並びに同条第2号のア及びウに掲げる苦情にあつては、入札公告及び入札参加資格確認通知に苦情の申立てができる旨を教示すること。
- (2) 第8条第1号のイ並びに同条第2号のイに掲げる苦情にあつては、入札公告に苦情の申立てができる旨を教示すること。
- (3) 第8条第3号に掲げる苦情にあつては、落札決定時点において指名業者名を公表する書面に苦情の申立てができる旨を教示すること。
- (4) 第8条第4号に掲げる苦情にあつては、契約締結後に契約の相手方を選定した理由を公表する書面に苦情の申立てができる旨を教示すること。

(苦情処理結果の公表及び通知)

第13条 契約担当者等は、苦情の申立者に対し回答したときは、苦情申立書及び回答書（以下「苦情申立書等」という。）を、閲覧により速やかに公表するとともに、土木部長に通知するものとする。

- 2 苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

(再苦情の申立てができる者及びその範囲)

第14条 第10条に定める回答書を受理した申立者であつて、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者等に対して再度、苦情の申立て（以下「再苦情の申立て」という。）を行うことができる。

(再苦情の申立ての方法)

第15条 再苦情の申立ては、契約担当者等から第10条に定める回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、書面（以下「再苦情申立書」（様式第8号）という。）により契約担当者等に対して行うものとする。

- 2 契約担当者等は、再苦情の申立てがあつたときは、委員会の審議に付すため、速やかに再苦情申立書に意見を付して、土木部長に通知するものとする。

(委員会への付議及び結果通知)

第 16 条 土木部長は、前条の規定により再苦情申立書の通知があったときは、速やかに委員会の審議に付すものとする。

2 委員会は、付議された案件について審議のうえ、その結果を前条第 2 項に定める通知のあった日から起算しておおむね 50 日以内（県の休日を含む。）に、土木部長を経由して契約担当者等に通知するものとする。

（再苦情の申立てへの回答）

第 17 条 契約担当者等は、前条の通知があったときは、申立者に対し、委員会の審議結果を踏まえた上で、前条第 2 項の通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、その結果を書面により（以下「再苦情回答書」（様式第 9 号）という。）回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い契約担当者等が講じようとする措置の概要を再苦情の申立者に回答するものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第 18 条 契約担当者等は、申立て期間経過後の申立て、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

（再苦情の申立てについての教示）

第 19 条 第 10 条に定める回答書中に、再苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

（再苦情処理結果の公表）

第 20 条 契約担当者等は、再苦情の申立者に回答を行ったときは、再苦情申立書及び再苦情回答書（以下「再苦情申立書等」という。）を、閲覧により速やかに公表するものとする。

2 再苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

（入札及び契約手続の執行）

第 21 条 苦情の申立て及び再苦情の申立てにより、入札及び契約手続の執行は妨げられないものとする。

第 4 章 雑 則

（事務処理）

第 22 条 この要領における土木部長の事務は、土木部契約管理課において行う。

附 則

1 この要領は、平成 14 年 9 月 30 日から施行する。

2 施行日以前に入札及び契約手続を開始したものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 施行日以前に入札及び契約手続を開始したものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。